

## 令和８年度第１回青森県男女共同参画審議会

日時：令和８年７月６日（月）１４：００～１７：００

場所：ウェディングプラザアラスカ

３階 エメラルドの間

（司会）

皆様、本日はお忙しい中、お集まりいただきありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、県民活躍推進課の夏井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

定刻となりましたので、ただ今から「令和８年度第１回青森県男女共同参画審議会」を開催いたします。

はじめに、こども家庭部長の細谷から御挨拶を申し上げます。

（細谷部長）

皆さん、こんにちは。

こども家庭部長を拝命しております細谷と申します。

本日は、お忙しい中、令和８年度第１回の青森県男女共同参画審議会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、男女共同参画はじめ、青森県の県政の推進に御理解と御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

さて、県では、第５次あおもり男女共同参画プランに掲げております、「全ての人が個人として尊重され、自らの意思と選択に基づいて自分らしく生きられる活力ある青森県」、この実現に向けまして、庁内各部局、関係機関、企業、民間団体等と連携いたしまして、男女共同参画や女性活躍推進の取組を進めているところでございます。

現行プランは、御案内のとおり、令和８年度、今年度終期を迎えますことから、審議会委員の皆様の御意見を伺いながら、今年度中に新たなプランを策定することとしております。

本日は、昨今の社会情勢ですとか、今年３月に閣議決定されました国の第６次男女共同参画基本計画等を踏まえて作成いたしました、次期プランの事務局素案につきまして御説明いたしまして、御意見をいただきたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶といたします。

本日は、よろしくお願いいたします。

(司会)

今回は2月26日の委員改選後、初めての会議となりますので、委員の皆様を御紹介させていただきます。私の方でお名前を読み上げさせていただきますので、一言、自己紹介をお願いできればと思います。

まず、大矢奈美委員です。

(大矢委員)

大矢です。よろしくお願いいたします。

普段は、青森公立大学で労働経済学などを担当しておりまして、労働経済学の立場でいうと女性雇用のお話、就業のお話等を近年ですと研究しております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

山下梓委員です。

(山下委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

新康平委員です。

(新委員)

よろしくお願いいたします。

(司会)

田中正子委員です。

(田中委員)

田中です。よろしくお願いいたします。

(司会)

栗谷秀実委員です。

(栗谷委員)

中小企業家同友会の栗谷でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

瀬戸ひとみ委員です。

(瀬戸委員)

こんにちは。

農業から代表して一言言いに来ました。よろしくお願いします。

(司会)

南士氏委員です。

(南委員)

南でございます。よろしくお願いします。

(司会)

本田政邦委員です。

(本田委員)

あおもり I T 活用サポートセンターの本田といいます。

普段は、デジタルや I T の利活用だとか、普及支援をメインに事業としてやっております。  
よろしくお願いします。

(司会)

引間由実子委員です。

(引間委員)

引間と申します。よろしくお願いいたします。

普段は、青森県母子寡婦福祉連合会というところで、弘前市母子寡婦福祉会の会長として、  
ひとり親家庭、それから寡婦の支援を行っています。

また、仕事としましては、学校法人 S K K というところで、不登校支援、そういったところ  
を中心に携わっております。そういったところで、少しでもお役に立てればと思っております。  
よろしくお願いいたします。

(司会)

菊池百合子委員です。

(菊池委員)

弘前第二養護学校校長の菊池百合子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

青森県高等学校校長協会人権教育委員会の委員長も兼務しております。

初めての参加となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

前田洋子委員です。

(前田委員)

前田でございます。

今回は、青森県男女共同参画推進協議会の理事として（審議会に）出させていただきます。八戸の男女共同参画推進ネットワークというところの条例を作る時に立ち上げて長年活動しておりますけども、現状は変わらないなといつも感じながら過ごしております。よろしくどうぞお願いいたします。

(司会)

篠崎有香委員です。

(篠崎委員)

皆様、こんにちは。

NPO法人あおもり男女共同参画をすすめる会理事長の篠崎と申します。

また、青森市の指定管理者としてアウガ5階にございます、青森市男女共同参画プラザカダール、勝田にございます、青森市働く女性の家アコールで仕事をしております。

どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

鶴岡由美子委員です。

(鶴岡委員)

鶴岡でございます。

今回、初めてになりますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

なお、若本勝也委員、樋口毅委員は欠席となっております。

ここで、本日の会議の成立について御報告申し上げます。

当審議会の開催に当たりましては、青森県附属機関に関する条例第6条第3項の規定に

より、委員の半数以上の出席が必要とされておりますが、本日は委員 15 名中、13 名の方に御出席いただいております、出席者が半数以上となっておりますので、会議が成立していることを御報告申し上げます。

続いて、事務局を紹介させていただきます。

先ほど御挨拶申し上げました、こども家庭部長の細谷でございます。

(細谷部長)

細谷です。よろしくお願いいたします。

(司会)

県民活躍推進課課長の原でございます。

(原課長)

この4月に県民活躍推進課長を拝命いたしました原でございます。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく副参事 男女共同参画グループマネージャーの名久井でございます。

(名久井副参事)

名久井と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく主幹の木谷です。

(木谷主幹)

木谷と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく主査の葛西です。

(葛西主査)

葛西と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく主査の長倉です。

(長倉主査)

長倉と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

同じく主事の中村です。

(中村主事)

中村と申します。よろしくお願いいたします。

(司会)

以上、事務局の紹介でございました。

それでは、次第に従いまして、会長の選任等を行います。

本来であれば、ここで仮議長を選出して進行すべきところではございますが、会長が選任されるまでは、事務局の方で進めさせていただくということでよろしいでしょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

それでは、御了承いただきましたので、私の方で会長選任について進行させていただきます。

青森県附属機関に関する条例の規定では、会長の選任は委員の互選によるとされております。どなたか御推薦等ございませんか。

(篠崎委員)

はい。

(司会)

篠崎委員、お願いします。

(篠崎委員)

大矢奈美先生に是非会長をお願いしたく推薦いたします。

(司会)

ただ今、篠崎委員から大矢委員の名前が挙がりましたが、皆さんいかがでございましょうか。

【「異議なし」の声あり】

ありがとうございます。

大矢委員、いかがでしょうか。

(大矢委員)

微力でございますけど、手伝わさせていただければと思います。

(司会)

ありがとうございます。

それでは、皆様の御了解によりまして、会長には大矢委員が選任されました。

青森県附属機関に関する条例により、会長が会議の議長を務めることとなっておりますので、ここから先の進行につきましては、大矢会長にお願いいたします。

大矢会長におかれましては、議長席への移動をお願いいたします。

(大矢会長)

ただ今、会長に選任していただきました大矢でございます。よろしくお願いいたします。

皆様には、活発な御議論をお願いいたしますとともに、円滑な議事進行について御協力くださいますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして、会議を進めさせていただきます。

まず、会長職務代理者の指定を行いたいと思います。

青森県附属機関に関する条例によりまして、会長に事故がある時などにその職務を代理する委員を会長があらかじめ指定することとなっておりますので、私から指定させていただきたいと思います。

当審議会の会長職務代理者は、篠崎有香委員にお願いしたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

(篠崎委員)

はい、お受けいたします。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

それでは、会長職務代理者には篠崎有香委員を指定させていただくことといたします。よろしくお願いいたします。

次に苦情等部会委員の指名を行いたいと思います。

青森県附属機関に関する条例により、苦情等部会の委員と部会長を会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきたいと思います。

苦情等部会の委員は、

山下委員、新委員、本田委員をお願いし、更に部会長は、新委員をお願いしたいと存じますが、皆様、お引き受けいただけますでしょうか。

#### 【三名とも承諾】

ありがとうございます。

それでは、苦情等部会の委員には、山下委員、新委員、本田委員を、部会長には新委員を指名させていただくことといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めて参ります。

まず、議事の1個目ですね。「第5次あおもり男女共同参画プラン」の進捗状況について、事務局から説明をお願いいたします。

#### (事務局)

それでは、事務局の名久井から御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

資料1「第5次あおもり男女共同参画プランの進捗状況」を御覧ください。

全部で3ページの資料となっております、1枚目に11の成果目標を記載しており、この数値について、毎年、進捗状況を把握しております。2枚目、3枚目は、参考データとなっております。

また、本日、資料1の別紙資料として、成果目標の目標値の推移のグラフを追加配付しております。資料1と併せて御覧いただきますと、目標値の達成状況の推移のイメージが把握しやすいかと思います。

では、資料1の1枚目を御覧ください。

右端の欄に現時点での目標値の達成状況を記載しております。○が達成済み、×が残念ながら達成できていないものということになります。

全部で11項目のうち、5項目が目標達成済み、6項目が未達成となっておりますが、未達成となっている項目について御説明して参ります。

まず、1番の「県審議会等委員に占める女性の割合」ですが、別紙のグラフを御覧いただきますと、昨年度から増加傾向にあるものの、今年4月の時点で34.5%と40%に届いておらず、また、全国の数値が出ている昨年度、令和7年度時点で比較しますと、全国39.3%に対しまして、本県は32.2%と全国平均よりも低い数値となっております。

女性委員が増えない理由としましては、組織や団体の長を宛て職としている審議会があり、指導的な立場にある女性の数が少ない分野において、女性が登用されにくいことなどが考えられるため、各部局に対し、委員の就任要件の緩和など、女性委員を増やすための取組

を働きかけているところです。

次に2番の「県職員の男性の育児休業取得率」についてですが、現状値の年度に誤りがございました。R7年度と記載しておりますが、正しくは令和6年度でございます。お詫びして訂正いたします。

いずれの組織も、当初の基準値からは大きく向上しているものの、教育事務局と警察以外は目標達成に至っていない状況で、特に県立学校と小中学校の取得率が低くなっています。

なお、先週7月1日に、令和7年度の知事部局等における男性職員の育児休業取得率が発表されまして、95.2%でございました。目標には届いていないものの、前年度の74.1%から21.1ポイントと大きく上昇しております。

6番の「自治会長に占める女性の割合」、8番の「消防団員に占める女性割合」はいずれも目標の10%に届いておりません。

別紙1ページ目のグラフを御覧ください。

この二つの項目は、地域社会における男女共同参画の現状を表す指標となっておりますが、双方ともごく緩やかな増加傾向にあるものの、進捗には遅れが見られます。

9番の「男女共同参画センター講座参加者数」は、女性の参加者数は増加傾向にあります。が、コロナ禍で大きく減少した参加者数は戻らないことに加えまして、特に男性の参加者数が少ないことから、イベントと併催する形での講座の開催など、男性参加者の増加に向けて、講座の企画運営に取り組んでいきたいと考えております。

なお、本プランは、今年度までが計画期間となっておりますので、残り9か月の中で引き続き取組を進めまして、最終的な数値を確認して参ります。

2枚目と3枚目の参考データにつきましては、参考として、後ほど御覧いただければと思っています。

資料1についての説明は以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

ただ今、事務局から説明がありました「第5次あおもり男女共同参画プラン」の進捗状況について、皆様方から御質問ですとか御意見がありましたらお願いいたします。

いかがですか？

よろしいですか。

そうしましたら、また併せて何か、後からでも構いませんので、コメントをいただければと思います。

では、先に進めさせていただきます。

議事の(2)次期あおもり男女共同参画プラン事務局素案について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、事務局から説明させていただきます。

参考資料2、A4横 赤紫色のパワーポイントの資料「第6次あおもり男女共同参画プランの策定方針について」を御覧ください。

まず、プランの概要について御説明させていただきたいと思います。

資料の左側の囲みになりますが、「本プランの位置づけ」は、男女共同参画基本法や県条例で策定が義務付けられた県の基本計画となります。県では、このプランの実現に向けて、様々な施策に取り組んでいくことになります。

下へ行きまして「次期プラン策定の背景」ですが、先ほど、部長からもございましたように、現行のプランの計画期間が今年度で終了いたしますので、国の基本計画の内容を勘案しつつ、本県の現状を反映させ、次期プランを策定することとしております。

では、国の基本計画はどうなっているか、右上の表を御覧ください。

国は、令和8年3月に新たに第6次計画を策定しました。主なポイントとしましては、まず、「女性参画」を更に進めること。次に「well-being（多様な幸せ）」、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を更に進めて、精神的、身体的、社会的に満たされた状態を目指す、という考え方です。

「健康」についても、今回、強く打ち出されておりまして、特に女性の健康に関する職場での配慮についての記載が加わっています。

そして、「テクノロジーの活用」。

また、「地域」につきまして、若年女性の県外流出などが課題となる中、性別に関わらず活躍でき、住みやすい地域づくりの必要性などについて記載されています。

次に、本県の現状について、プランの素案では、様々な調査の結果を引用していますが、その中でも、現行の「第5次プラン」の進捗状況と、昨年度実施しました意識調査の結果を踏まえる必要があります。意識調査では、男女の認識のギャップや、仕事と家庭をめぐる理想と現実のギャップが見られ、こうしたギャップを良い方向に埋めていきたいと考えております。

1枚めくっていただきまして、第6次プランの概要案についてです。

「各重点目標のポイント」ですが、基本目標Ⅰを「性別にかかわらず一人ひとりが多様な幸せを実現できる環境づくり」、基本目標Ⅱを「男女共同参画社会の基盤づくり」として、更に①から⑫までの重点目標を設定しました。

また、黄色のマーカーと下線を引いた部分は、先ほどの、国の基本計画の5つのキーワードを取り入れた箇所になります。

1枚めくっていただきまして、こちらは、施策体系の比較図です。中央の黄色で囲んでいる表が、これから御審議いただく次期プラン案、左の表が、現行の「県の第5次プラン」、右の表が「国の第6次計画」です。赤字が変更箇所になります。

次期プラン案は、県の第5次プランをベースにしていますが、施策体系の変更点としては、まず、国の第6次計画の構成に合わせて、基本目標を三つから二つに統合しました。

また、国が、重点目標の①として打ち出した「ライフステージに応じて全ての人が希望する働き方を選択できる社会の実現」について、県プランでも重点目標の①となるよう順番を見直しました。

以上が、次期プラン案の概観となります。

続きまして、資料2、A3横の「次期プランの事務局素案」を御覧ください。

52ページとかなりボリュームがありますので、委員の皆様には、事前に目を通していただいたという前提で、ポイントを絞った説明となりますことを御了承いただければと思います。

最初のページは目次となっております。表の左側が現行のプラン、右側が改正案となっております、変更した箇所には下線を引いています。

第1章が「計画の策定に当たって」ということで、計画策定の趣旨や、本県の現状について様々なデータを記載しております。

第2章が「計画の内容」ということで、委員の皆様に御審議いただくのは、この第2章が中心となります。そして1枚めくっていただいて、

第3章が「計画の総合的な推進」ということで、県の推進体制や市町村との連携について記載しています。

では、1枚めくっていただいて、1ページを御覧ください。

第1章では、時点修正のほか、新型コロナに関する記載の削除を行いました。

2ページからは、「青森県の男女共同参画をとりまく状況」について、統計データや意識調査の結果について時点修正を行いました。国の第6次計画を踏まえ、新たに加えたのが、8ページの「男女の健康に関する状況」です。本県は、全国に比べて、男女ともに肥満者、喫煙者、飲酒者が多いほか、運動習慣のある人の割合が低い状況にあります。

続いて、10ページからは第2章になります。

「1 基本的考え方」については、法令等に基づく内容となっており、変更はありません。

続いて、12ページを御覧ください。

「(3) 目指すべき青森県の男女共同参画社会像」につきましても、令和6年に青森県基本計画が策定されましたので、これを反映させました。

この基本計画の「目指す姿」を現行プランの大目標に入れ込む形で、大目標の改正案を「すべての人が個人として尊重され、自らの意思と選択により、未来を自由に描き、実現できる青森県」としました。

「(4) 二つの基本目標」は、この後に続く計画の内容の要約となりますので、説明を割愛します。

続いて、14ページ、15ページは、「2 計画の体系」の目次になります。

先ほど、ポンチ絵で御説明いたしましたとおり、構成としては、二つの「基本目標」、12

の「重点目標」、そして、各重点目標を達成するための施策の方向となっています。

では、16 ページを御覧ください。

ここからが、プランの中心部分となります。

左の表が現行の第5次プラン、中央が改正案、右側の狭い欄が改正理由となっております。

「重点目標1」について、現状と課題の主な変更点は、新たな方向性として「多様な幸せ（ウェルビーイング）」を打ち出した点です。このウェルビーイングの実現に向けて、「仕事と子育て・介護・社会生活を含む生活との両立」「心身の健康の維持や共働き・共育てが実現できる社会」を目指すこととしています。

これに伴いまして、18 ページの施策の方向では、1 項目目で「働き方改革の更なる推進と多様で柔軟な働き方の実現」に取り組むこととしており、健康や生活の質向上に向けた取組などを推進することとしています。

また、2 項目目では、男性の家事参画から一歩進んだ方向性として「共働き・共育て」を推進することとしています。

続いて、19 ページ、重点目標2の現状と課題につきましては、指導的地位にある女性の割合を30%から更に進め、「指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会を目指す」に修正しました。施策の方向には、変更はありません。

続いて、21 ページの重点目標3、現状と課題の大きな変更点は、一番下の段落に、女性の健康上の特性に配慮した職場での取組の必要性について新たに記載したことです。

これを受けて、22 ページの施策の方向では、4 項目目に「女性の健康上の特性に係る取組の推進」を新たに加えまして、ヘルスリテラシーの向上、休暇制度、柔軟な働き方、そして健康相談をしやすい体制づくりに向けた取組を推進することとしています。

続きまして、23 ページの重点目標4、現状と課題についてです。

大きな変更点は、一段落目に女性の所得向上・経済的自立に向けた環境整備の必要性について、新たに記載したこと。また、4 段落目に、女性活躍推進法の改正を受けて、賃金や管理職比率の男女間格差の是正、ハラスメントのない環境整備の必要性について新たに記載したことです。

それを受けまして、25 ページの施策の方向では、女性活躍推進法に基づく情報公表の周知や、ハラスメントのない職場づくり、リスクリングの機会提供についての記載を加えました。

続いて、27 ページの重点目標5、現状と課題です。

大きな変更点は、2 段落目に、農林水産業におけるテクノロジーやスマート技術を活用した、誰もが働きやすい環境づくりの必要性について、また、4 段落目に、デジタルスキルの習得をはじめとするリスクリングの必要性について、新たに記載した点です。

これを受けまして、28 ページになりますが、施策の方向では、スマート農林水産業の推進及び普及拡大、また女性に対するリスクリングの促進等について記載しました。

続いて、29 ページの重点目標6、現状と課題です。

主な変更点としては、まず、1 段落目に、高齢化と世帯の単独化が同時に進行していること。中でも、高齢女性の単身世帯は貧困率が高く、対応が必要であることを記載しました。

また、3 段落目に、社会構造の変化により、孤独・孤立状態に陥りやすい状況になっていること。5 段落目に、ひとり親家庭やヤングケアラー等への支援の必要性について新たに記載しました。

また、最後の段落に、本県独自の取組として「青森県パートナーシップ宣誓制度」について記載しました。

それを受けて 30 ページの施策の方向では、現行の「1 ひとり親家庭への支援」について、改正案では、支援対象を広げ「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」としました。

また、2 項目目では、「高齢者、障がい者、外国人等」であることに加え、「固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見」による困難を抱えないような取組を実施するとの記載に改めました。

続いて、31 ページの重点目標 7、現状と課題です。

大きな変更点としては、「女性に対する暴力」という表現を「ジェンダーに基づく暴力」に改めました。それに伴い、女性だけではなく、男性や性的マイノリティなど多様な被害者に対する支援の必要性についての記載を加えました。

それを受けまして、33 ページの施策の方向でも、「ジェンダーに基づく暴力」という表現を使用しています。

続きまして、34 ページの重点目標 8、現状と課題です。

大きな変更点としては、2 段落目に、国の方針に基づき「プレコンセプションケア」についての記載を加えたほか、3 段落目で、健康を支援するための取組の必要性について、より具体的に記載しました。

それを受けて、36 ページの施策の方向では、1 項目目にプレコンセプションケア、2 項目目にフェムテック等の推進について記載しました。また、新たな項目として、4 項目目に「仕事と健康課題の両立支援」を設定しました。

続いて、37 ページの重点目標 9、現状と課題です。

全体的な方向性には変わりはありませんが、3 段落目で、暴力の予防等について、女性に加えて、こどもや脆弱な状況にある人々への対応や、ジェンダーに基づく暴力への対応の必要性について記載しました。

また、最後の段落では、防災対策について、より具体的な表現に修正しました。

施策の方向には変更はありません。

続いて、39 ページの重点目標 10 です。

現状と課題では、1 段落目で、女性や若者が活躍でき、暮らしやすい地域へとシフトする必要性について記載しました。また、2 段落目では、若者が県外流出する理由について、地方に根強い固定的性別役割分担意識の観点からの指摘、3 段落目では、地域における男女共

同参画の推進の必要性について新たに記載しました。

それを受けて、41 ページの施策の方向では、1 項目目を新設し、「女性が活躍でき、暮らしやすい地域づくりのための男女共同参画の推進」としました。

企業や農林水産業における男女共同参画の推進、及び地域に根強い固定的性別役割分担意識の解消に取り組むこととしています。

続いて、42 ページの重点目標 11 です。これについては、大きな修正はありません。

続いて、45 ページの重点目標 12、現状と課題です。

大きな修正はありませんが、一番下の段落に、デジタル技術の進展や SNS などのコミュニケーションツールの広がり、インターネット上の性暴力についての記載を加えました。

施策の方向については、大きな変更はありません。

続きまして、47 ページの第 3 章です。

大きな変更はありませんが、上から 4 行目に、令和 8 年 4 月に設立された、独立行政法人男女共同参画機構を連携先として加えました。

また、下から 3 行目、男女共同参画に関する苦情・意見等の窓口について、県の組織改正により、青少年・男女共同参画課から県民活躍推進課へ修正しました。

最後に 50 ページの成果目標、51 ページの参考データは、次回の審議会でお示しする予定です。

プラン素案についての説明は以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

これについての御意見をいただくということで、事前に皆様方から御意見を頂戴しておりましたので、続けて、次期プラン事務局素案への意見等ということで、事務局からお願いできますでしょうか。

(事務局)

それでは、事務局から説明させていただきます。

資料 3、「次期プラン事務局素案に対する意見等」を御覧ください。

また、併せて A 3 横の大きい資料になりますが、今、御覧いただいております資料 2「次期あおもり共同参画プラン事務局素案」を御参照いただければと思います。

委員の皆様には、多数の御質問・御意見をいただき、大変ありがとうございました。全ての御意見について御説明したいところなのですが、限られた時間になりますので、不採用あるいは一部不採用とした質問に絞って御説明させていただきます。

この説明の後、質問の時間を設けますので、説明が足りない部分がありましたら、そこでお願ひできればと思います。

では、資料 3 の表紙をめくっていただいて、表の一番左の列が「整理番号」、続いて「該

当頁」とありますのは、資料2「事務局素案」の該当ページとなります。次に、「委員の皆様からいただいた質問・意見など」「御意見を提出して下さった委員のお名前」「事務局の対応案等」、一番右の列が、いただいた御意見の「採否」となっております。

では、まず資料3、2ページ目の整理番号④を御覧ください。

併せて、資料2事務局素案の4ページを御覧ください。

「グラフは前回のものが見やすいと思います」との御意見をいただきました。

このグラフは、どちらも「意識調査報告書」に掲載しているグラフを転載したものです。前回のグラフは、7つの選択肢のうち、どの選択肢が多く選ばれているかを比較しやすい形式にしています。それに対して、今回は、理想と現実には大きな差があること、また、男女の意識にも大きな差があることを示したかったため、それらが分かりやすいようグラフの形式を変更しております。よって、現状のままとしたいと考えます。

続きまして、資料3の整理番号⑥を御覧ください。

併せて、事務局素案の8ページを御参照ください。

いただいた御意見は、改正案の上から4行目「また男性に比べ、女性の運動習慣のある人の割合が低い」という記載がありますが、「その要因について追記できますでしょうか」理由として、「単に『女性の運動・スポーツを促進する』よりも、現状の要因にアプローチできれば、より効果的に促進できると考えるためです。」という内容です。

事務局としては、現状のままとしたいと考えております。

その理由といたしまして、令和2年度に県のスポーツ健康課が行った調査によりますと、運動やスポーツを行っていない理由として、男女とも一番多かったのは「仕事、家事・育児が忙しくて時間がないから」でしたが、男女差が大きい項目に注目いたしますと、最も差が大きかったのは、「運動、スポーツが好きではないから」、次に差が大きかったのは「金がかかるから」となっており、いずれも女性の割合が高くなっていました。

これらのことから、本県の女性で運動習慣のある人の割合が低い要因につきましては、様々な要因が複合的に関連しているものと推測されますので、効果的なアプローチを特定するのは困難だと考えられます。

次のページになりますが、

また、例えば「仕事、家事・育児が忙しくて時間がない」女性には、ワーク・ライフ・バランスの推進、「お金がかかるから」スポーツを行っていないという女性には、経済的自立の促進など、本プランの取組を推進することは、間接的に女性の運動・スポーツ参加の促進にも寄与するものと考えられるため、事務局素案としては、「女性の運動・スポーツ参加を促進する」という表現にとどめたいと考えます。

続きまして、同じく3ページの整理番号⑧を御覧ください。

併せて、事務局素案の12ページを御覧ください。

いただいた御意見は、改正案の下から4行目にあります「① ライフステージの記載、またほかの箇所についても同様に「ライフステージ」は「ライフコース」の方がよいかもしれ

ません。その理由として、「ライフステージ」は一般的な区切りで、「ライフコース」は個人の経験や選択等多様性を重視する視点に基づくと言われます。本計画の意図からすると、後者の方が則していると考えするためです。との内容で、事務局としては、現状のままとしたいと考えております。

素案では、国の計画や、本県の総合基本計画、青森県こども計画等において「ライフステージ」を使用していること、また県民がそれらに共通する概念として理解しやすいことから、より実務的かつ分かりやすい枠組みを表す言葉として、「ライフステージ」を使用しているものです。

なお、「ライフコース」の視点で、「切れ目なく」「連続して」「多面的に」人生の各時期や出来事に対応できる体制づくりも大切だと考えます。施策の方向の中で、教育・福祉・医療・労働など、部門横断的な取組を打ち出しているところです。

続きまして、4ページの整理番号⑩を御覧ください。

併せて、事務局素案の12ページ、13ページを御参照ください。

いただいた御意見は、「12ページ等で「ワーク・ライフ・バランス」という表現が使用されているところ、13ページ以下等で、同用語が削除されている理由について伺いたい」として、「男性の方が圧倒的に仕事を優先している現状があり、その意識こそが女性の家事負担割合を増やしていると思われること。また、男性の家事育児時間は女性の4分の1程度と不十分であるものの、育児関連時間に改善がみられること。仕事と家事負担をなるべく均等という理想を考えると、「ワーク・ライフ・バランス」という一般的に浸透している用語は残した方がよいのではないか」という内容でした。

事務局としましては、現状のままとしたいと考えております。

次期プラン案では、国計画に基づき、「ワーク・ライフ・バランス」から、より包括的な価値観である、多様な幸せ「ウェルビーイング」へ重点を移しているため、「ウェルビーイング」への用語の置き換えや表現の統合等により、「ワーク・ライフ・バランス」の使用頻度が減少しているものです。

なお、「ワーク・ライフ・バランス」も「ウェルビーイング」を構成する重要な要素であることから、次期プランから同用語を完全に削除するものではなく、「仕事と生活」を対比した記載が必要な箇所につきましては、引き続き使用しているものです。

続きまして、5ページの整理番号⑪を御覧ください。

併せて、事務局素案の13ページを御覧ください。

いただいた御意見は、改正案⑤の「多様な価値観や創意工夫をもたらすことが期待できる女性の経営参画や起業等のための取組を促進します」の部分について、「現状を打破できるような能力を有した女性のみを経営参画に求めるとの表現にも見える」という内容です。

これにつきましては、確かにそのような読み方もできますので、表現を修正したいと考えております。

ただし、御提案いただいた文案のうち、下線部「女性はすでに多大な貢献をしているにも

かわらず」の部分につきましては、中立的な表現に変えさせていただき、改正案としては、「⑤本県の基幹産業である農林水産業や商工業等の分野において、女性は重要な担い手であるにもかかわらず、経営や意思決定への参画が十分ではない現状を踏まえ、女性が対等な立場で経営に参画し、起業等ができるよう、その障壁を取り除くための取組を推進します」としたいと考えます。

続きまして、6ページの整理番号⑬を御覧ください。

併せて、事務局素案の16ページを御覧ください。

いただいた御意見は、「改正案の下から2行目『両立環境を実現するために必要な知識や情報の普及に社会全体で取り組んでいくことが重要です』の部分について、『知識や情報の普及』にとどまらず、制度を活用できる環境整備、あるいは風土醸成の記載は不要でしょうか」との内容です。

これにつきましては、事務局素案の18ページ、施策の方向の中で、仕事と子育て・介護の両立支援制度の利用促進や起業経営者・管理職等の理解促進等について記載しておりますので、現状のままとしたいと考えております。

続きまして、8ページの整理番号⑰を御覧ください。

併せて、事務局素案の25ページを御参照ください。

いただいた御意見は、「リスクリング」を「リ・スキリング」に訂正してはどうか。という内容です。

これにつきましては、国の計画では、中ボツのある「リ・スキリング」が使用されていますが、本県の総合基本計画等において中ボツのない「リスクリング」が使用されていることから、統一を図るため、現状のままとしたいと考えています。

続きまして、同じく8ページの整理番号⑱を御覧ください。

併せて、事務局素案の35ページを御参照ください。

いただいた御意見は、「改正案」の上から3行目「また自殺率も全国的にみて高いため、メンタルヘルス対策も重要です」の部分について、「文章を再考できますでしょうか」その理由として、「若年女性の自殺者が増加に転じたことは衝撃的であり、よりジェンダー視点に立った記述が必要ではないかと考えたためです」という内容です。

これにつきましては、19歳以下の自殺者数について、全国では女性のみが増加しているのに対し、本県では、残念ながら男女とも増加に転じていることから、文章は現状のまま、メンタルヘルス対策の重要性についての記述に留めたいと考えます。

最後に、9ページの整理番号㉑を御覧ください。

併せて、事務局素案の36ページを御参照ください。

いただいた御意見は、改正案の「1 - ③『プレコンセプションケアの推進』について、『生涯にわたるセクシュアリティ教育』として位置づけなおすよう御検討いただけますでしょうか。あるいは、そもそもプレコンセプションケアの記述は必要でしょうか」との内容です。

また、その理由として、「プレコンセプションケアが新たに記載されるに至った理由を教

えてください。1 - ①リプロダクティブ・ヘルツ／ライツに関する記載に含まれないでしょうか。若干唐突な印象を受けたためです。プレコンセプションケアを含む、より大きなジェンダー平等や人権を基盤とした考え方である「セクシュアリティ教育」の考えもあります。御提案の概念は、ジェンダーや世代にかかわらずすべての県民の性・生に対応するものです」との内容です。

これにつきまして、事務局では、現状のままとしたいと考えています。

御意見いただきました「プレコンセプションケアの位置づけの検討、あるいは記述の必要性」につきましては、国が令和7年に策定した「プレコンセプションケア推進5か年計画」の中で、「すべての自治体でプレコンセプションケアに関する取組を実施する」「今後5か年で、プレコンセプションケアの取組を行う企業を増やす」等の目標を定めているところであり、こうした国の方針に基づき、県としてプレコンセプションケアを推進するため、プランに追記したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。

かなりの分量になったかと思います。

事前に御覧になっていたとはいえ、他の委員の方々からの御意見も確認しながら、いや、これはこうだということですか、あるいは事前に御意見を伺った委員の先生方、ちょっと自分のコメントした内容と意図が違って取られているかもしれないなというようなことがございましたら、補足等も含めまして、これから、今、説明のあった次期プラン等、事務局素案等ですね、それから、それに対しての意見等で何かしらのコメントがおありの方はお願いいたします。

いかがでしょうか。

篠崎委員、お願いします。

(篠崎委員)

篠崎でございます。

事前の資料作成、それからただ今の御説明、本当にありがとうございました。

私、今、質問をさせていただくんですが、事前に質問用紙等、意見書ということで機会を与えていただいていたにも関わらず、今日、当日の質問になってしまったことをまずお詫びしたいと思います。申し訳ありません。

今から、私は3か所について、気づいたので質問するのですが。それは、第5次の計画においても、同じ記載、同じ内容であったことを今回も同じ記載になっているので、第5次の時点で、どういう取組をされてきているのかということをちょっとお聞きしたくて提案させていただきます。

まず、1か所目は、事務局案の47ページでございます。

47ページ、計画の総合的な推進というところがございまして、その真ん中と申しますか、テーマの推進体制の充実がございまして、そこに、更に(1)で庁内の推進体制の充実とありまして、そこに青森県男女共同参画推進本部という組織の名前が出て参ります。この組織の重要性に関しては、この前後で記載されているとおり、本当に大切なものなのかなと思うんですが。

これにつきまして、例えば、昨年度であったりとか、こういった推進本部としての、例えば、会議であったりとか、取組であったりとかをなされているのか。これは、知事が本部長を務めておられるということなんですが、その本部長である知事から、例えば、どのようなメッセージがあったのかとか。そういったことをまずお聞きしたいのが、1点目でございます。

同じように、2つ目といたしまして、次のページ、48ページなんですけども。市町村との連携強化というところがございまして、その一番下のところ、(2)市町村への情報提供等の充実というところがありまして、その2行目ですね。市町村男女共同参画行政主幹課長会議等における研修や情報交換の場というふうな記載がありますし、これも第5次のプランにも同じ記載があるんですが。これについて、例えば、昨年度あるいは昨年度までにどういった取組が行われているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、同じ内容で3つ目の質問なんですけど。すみません、ちょっと戻ります。38ページでございます。

ここが、施策の方向というところで始まっているんですけども。平常時からの男女共同参画の視点を反映させた防災体制の確立ということなんですけど。ここの②に地域防災計画への男女共同参画の視点の反映ということが書かれております。これも、第5次のプランでも同じ記載がなされていて、これに関して、例えば、誰がどのように具体的にこの②を行っているのか。行ってきているのかということについて御質問をさせていただけたらと思います。

以上、3点、すみません、今日の質問になってしまっていて本当に申し訳ございませんが、御対応いただけたらと存じます。よろしくお願いいたします。

(大矢会長)

ありがとうございます。

事務局の方でいかがでしょうか。

(事務局)

お答えします。

まず1問目、47ページ、(1)庁内の推進体制の充実、この中にある推進本部会議で知事からメッセージなどありましたか？というご質問です。

この本部会議なんですが、開催されるのは計画策定の決定の時、「これでいいですよ」という県庁内でのプランの最終確認の時に開催される会議ですので、毎年開催されるものではありません。

ただ、例えば、県の審議会の女性委員の登用状況ですとか、そういったものは、随時、庁議で報告しておりまして、知事からも、その度ごとにコメントなどがあります。

青森県の場合、女性の県外流出が進んでいるということで、女性の活躍の推進、女性が住みやすい県を作っていかなければいけないということで、知事からたびたび、取組を進めていくようにというような話はございます。

2つ目です。

48 ページ、(2) のところで、市町村への情報提供等の充実ということで、主管課長会議がどういう研修かとか、どのような情報交換しているのかということだったと思います。

これにつきましては、毎年度、年度はじめに全ての市町村の担当課長を対象とした会議を開いておりまして、県の取組内容の説明ですとか、市町村への依頼事項などをお伝えしておりまして、今年度は、男女共同参画センター（アピオ）から男女共同参画の基本講座ということで、「どうして男女共同参画って必要なのか？」とか、市町村の方はいろいろお仕事を兼務したり、部署が替わられたりということがあると思いますので、そういう基本的なところが押さえられるような研修というものを毎年実施しているところです。

3 番目ですね。38 ページ、地域防災計画への男女共同参画の視点の反映ということで、こちら、地域防災会議というものが開催されておりまして、その会議の中の女性の委員を増やすということで、女性視点の反映を図っているところです。

以上ですが、いかがでしょうか。

(大矢会長)

どうぞ、篠崎委員。

(篠崎委員)

ありがとうございました。

追加の質問をさせていただきたいんですが。推進本部に関してなんですが、私、古いものを見ているのかもしれませんが、推進本部の設置要綱というものを拝見した時に推進本部と共に推進会議というものが設けられていると。設けるというふうに書いてあったと思うんですが。

今、推進本部の会議については、プラン策定の年度に行われるということで承知しましたがけれども。更に本部の円滑な運営を図るために本部に推進会議を置くというふうに私が拝見した設置要綱には書かれているんですけども。それについて、すみません、一度に質問すればよかったんですけども、何か教えていただければお願いしたいということが1つです。

それから、市町村に関しては、御回答ありがとうございました。私も地域男女共同参画ネットワークに少し関わっていることから、市町村、特に町村の皆様が兼務されて、男女共同参画の拠点施設もないところが殆どですし、非常に苦勞されておられるのは拝見していたところですので、今、教えていただいたような機会を更にといいいますか、進めていただければという願いを併せてお伝えできればと思います。

すみません、お願いいたします。

(事務局)

推進会議の設置についてということなのですが、こちらは設置要綱を変更して、現在は設置しておりません。以前は推進会議で審議をして、それを本部会議に上げていたんですが、推進会議を廃止し、事前照会という形で各部局からの意見を取りまとめて、それを整理したものを本部会議に上げることで、効率化を図っているところです。

(篠崎委員)

ありがとうございます。

本当に先ほども申し上げたんですけれども、男女共同参画って、全ての施策に関係することだと思いますので、こういう推進本部とか、推進会議とか、いわゆる縦割りと言われる様々な取り組みを担当されている方の横断的な側面というのは非常に大切だと思いますので、今後とも是非よろしく願いいたします。

すみません、私、長くなりました。

(大矢会長)

ありがとうございます。

他の方、いかがでしょうか。

栗谷委員、お願いします。

(栗谷委員)

栗谷でございます。

新委員の御指摘にもあったんですが、「ワーク・ライフ・バランス」というところなんです。昨今、「ワーク・イン・ライフ」という言葉に置き換わってきているという現状があります。これ、「ワーク・ライフ・バランス」ですと、ワークとライフ、仕事とプライベート、こちらを分けて、区切って考えるというところですが、「ワーク・イン・ライフ」となりますと、人生の中に仕事の場面もプライベートの場面もあると。ここが線を引いて分けるのではなくて、全ての中に横断的に仕事とプライベートが入ってくると、そういうような考え方が出てきているという現状があるんですが、そのあたりについて、どのように今後取り扱われるのかといいますか、そういった部分が視野に入っておられるかどうかということ

ろをお聞きしたかったんですが。お願いいたします。

(大矢会長)

では、回答、お願いします。

(事務局)

「ワーク・ライフ・バランス」というのは、仕事と生活の調和ということだと思うんですが、今の「ワーク・イン・ライフ」は、仕事も人生の中の一部として相対的に考えるということでしょうか。

これは、今回のプランの大きな改正内容といいますか、この中にあった「多様な幸せ」がこの考え方に近いのかなと思います。仕事、生活ということだけではなくて、社会的な部分だとか、全体的な、総合的な幸せ、調和のとれた幸せを目指していこうという方向ですので、考え方としては同じ方向なのかなと思います。呼び方はいろいろあるんですけれども、もっと全体的に、総合的なものとして、仕事や生活やそれ以外のいろんな社会的な活動を一緒に考えていきましょうという方向性ということになるかと思います。

(栗谷委員)

ありがとうございます。

どの言葉を使っても似たようなものにはなるかなと思うんですが、どうしても「ワーク・ライフ・バランス」から一歩進んでいくという時に「ウェルビーイング」だとちょっと、少し開きが見られるのかなと思ったものですから。5次、6次、7次と計画は進んでいかれると思いますので、表現として、少し考えていただけたらいいのかなと思って質問させていただきました。ありがとうございます。

(事務局)

ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

この辺の言葉の使い方、今まだフワッとしている部分が多いようにも思いますし、ワークといった時にお仕事しか入らないと考える方もいらっしゃるって、そうすると、「ワーク・ライフ・バランス」という表現が相応しいかどうかという問題もあるので、少しずつ皆さんの理解が進んでいくと良いかなと。

確かに、「ワーク・ライフ・バランス」って、大分慣れたので伝わりやすいんですけど、それだと凄く狭い概念なんじゃないかという問題があるので、この先、少しずつ変わっていくんだろうなと思っております。

どうもありがとうございます。

他はいかがでしょうか。

山下先生、お願いします。

(山下委員)

素案の取りまとめ、本当にありがとうございました。

それから、事前意見の御検討、御回答もありがとうございました。

私からは3点発言させていただきたいと思います。

1つは、先ほど御回答いただいた事前意見の検討内容についてです。回答をまとめたもので、食いつくさるようでは恐縮なんですけれども、2ページ⑥、整理番号⑥、女性のスポーツ参加の促進というところなんですけど、記載については、現状のままということで、凄くこだわるものではないんですけど、若干危惧するのが、女性の運動習慣がある人が男性に比べて少ないということで、要因が複合的に関連しているので効果的なアプローチの特定は困難というふうに書かれています。そうすると、効果的にアプローチできないのであれば、やみくもに促進するということになるのではないかと、懸念とまでは言いませんが、少し思うところがあります。

その理由として、男女差が大きかったものとしてここに挙げていただけていますが、女性は男性に比べて運動、スポーツが好きではないと回答していると。では、なぜそうなるのかということ突き詰めていくと、効果的なアプローチを1つに特定するのは難しいかもしれないけれども、幾つかのアプローチを特定して、施策を打つということは、より効果的なものを検討することになると思いますので、特定するのは困難と諦められずに、実際、プランの実施の時には、より背景を見ていって、効果的にアプローチできるようにしていただきたいと期待します。

それから2点目は、資料の6ページの整理番号の13番なんですけど、「現状のままとします」ということで、お尋ねした記載については、18ページの施策の方向に記載していると御回答いただきました。施策の方向に記載するのであれば、風土醸成へのニーズがあるということが、脚注に引用されているデータから明らかですので、現状と課題としておさえた上で、現状の18ページ、施策の方向に記載されているという立て付けでもよろしいのではないかと思います。御検討いただけると幸いです。

3点目ですけども、いろいろ国の各種計画との整合というところで、素案の中に様々、この計画に合わせて修正というふうな表現が見られます。

事前の意見照会の際には、私、書かなかったんですけども、ちょうど資料を御送付いただいた6月16日かと思いますが、いわゆるLGBT理解増進法の国の基本計画の閣議決定がされています。当然、この素案の取りまとめには、国の閣議決定、国の計画が間に合わなかったと思いますけれども、国の基本計画もそもそも十分なものではないと様々支援団体からの指摘を受けているものです。そのような指摘、批判も踏まえて、県の計画にどの程度、

国のプランなり、あがっている批判も還元させて、より良いものにできるのかと、今後、私もできる限り貢献できればと思いますけども、事務局の方で、その点も含めて、今後、素案の改善に向けて御尽力いただければありがたいと思います。

以上です。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。

どうですかね。最後のものはコメントというふうに受け取ってもいいかと思うんですけども、最初の2つですね。ちょっと難しいかもしれないんですけども。

まず、⑬の部分でいただいた御意見なんですが、現状と課題の把握というところで、入れてもよろしいのではないのでしょうか？という御意見かと思います。確かに、現状があつての、というところなので、いかがでしょう。

(事務局)

これは検討していきたいと思います。

御意見いただいたということで、これを踏まえて次の審議会の方に案を出させていただきたいと思います。

2ページの、女性の運動習慣の問題なんですが、これは、山下委員から御意見をいただきまして、どうしてだろう？ということで、事務局でもいろいろな資料を調べまして、やっと見つけたのが、ちょっと古いデータではあったんですが、こういった調査がありました。ここから、どこまで要因を絞れるのかなということいろいろ考えたのですが、今の時点では「スポーツが好きではないから」という項目が、男女差が一番大きいというのに凄くびっくりしまして、これは一体どうしてなんだろう？というのを更に知りたいなというところもあり、いろいろなデータをもう少し見てみたいなというのもあります。

また、これが問題提起になって、どうしてなんだろう？とか、どういうことができるんだろうというような議論に発展していくといいなと思っております。

(大矢会長)

ありがとうございます。

最後のことに関して、何かコメントがあれば。

これ、確か、素案を作る際に思っていたんですね。

(事務局)

まさに素案を作っている最中に、こういうものが閣議決定されたということで、これもちょっと時間不足というのもありまして、十分反映させることができていない部分もあるかと思いますので、こちらも次の案を作るにあたって参考にしていきたいと考えております。

(大矢会長)

ありがとうございます。

多分、皆様方から御意見が出てくるかと思うんですが、ちょっと長くなりましたので、一旦休憩を挟みまして、10分後ぐらいに再開したいと思っておりますが、よろしいですか。

では、私の時計で恐縮ですが、32分再開ということで、一旦休憩を取ります。

どうぞ皆さん、お休みください。

#### 【10分間休憩】

(大矢会長)

では、再開いたします。

引き続きまして、次期プランの事務局素案に関して、何か御意見等ありますでしょうか。

質問でも構いません。

本田委員、お願いします。

(本田委員)

質問とかではないのですが。

参考資料2と参考資料1、国のものと県のものというので拝見しまして、国の参考資料1の1ページの右下に第1分野から第12分野となっていて、県側が基本的にはそれに準じた、則った作りになっているんだなって思ったんですけど、2点だけ分野で抜けているというか、変更されたんだなという部分がありました。

こちらの県の(参考資料2の)2ページ目、基本的に12分の10は国と同じ分野が踏襲されているんですけど、国の方の第5分野「テクノロジーの進展」、第12分野「男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献」、ここだけの変更されているという。

青森県版の方ですと、③「女性の人財育成とエンパワーメント」⑤「農林水産業・商工業等における女性の経営参画」というふうな形に入れ替わっているんだなと気づきまして。

一方、先週なんですけど、7月1日のニュースで、先進技術にこれから15年間、2040年までの間に370兆円を成長戦略に投資するという原案が国から発表されたんですよね。370兆円分のうち、ITとかAI分野に200兆円ぐらいかけるとなっていました。

やっぱり、そのお金に関しては、人材がいるところにしかお金は落ちないのかなとは思っているんですね。なので、青森にAIとかITとかの人材がいないことには、このお金というのはなかなか落ちづらいんだろうなというのは、まず思ったところです。

青森県の方の重点目標ではテクノロジーのところが消えてしまっていて、それが、③「女性の人財育成とエンパワーメント」と、④「女性の所得向上の実現と経済的自立に向けた環境整備」。ここ2つに散らされているというふうに考えています。

デジタルとかITって、もはやほぼインフラなので、全体に万遍なく組み込まれるというのはよく分かるんですけども、先週のニュースを見て、デジタルに国運をかけたんだなって。そのぐらいの予算規模だったので、県の方でも、この基本目標12のうちに、テクノロジーというのを消さずに、各項目の中に散らさずに1個あってもいいのかなって、個人的には思ったところでした。それが1点目でございます。

あと、もう1点なんですけど、昨年もAIの技術革新が凄いということをお話したんですけど、あれから半年、1年ぐらい経って、更に進んでいます。今、AIエージェントというのがあって、普通にチャットするだけじゃなくて、作業自体をAIに任せるっていう状態になっています。僕も毎日使っていて、物凄い簡単に業務効率化されています。

(AIの賢さを)IQでいうと135程度だと思うんですけど、IQで換算すること自体ナンセンスっていう話もあるんですね。それぐらい賢くなって、誰もがAI、その頭脳に触れるという状態になりつつあります。

誰でもが使えるとなると、逆にエッセンシャルワーカーの価値が凄く上がっているんですよ。要は体力仕事、力仕事とか体力仕事とかの価値が凄く今、上がっているような感じになっています。

AIの普及が、ジェンダーギャップを広げるんじゃないかという説もちょっとあったりして、ここは、僕が懸念しているっていうところで、少しこんな話をさせていただきました。これは、意見というか感想ですね。感想のお話です。

ちょっとまとまりがなかったんですけど、1個目に関しては、12の重点項目の中に、テクノロジーに関するものが国に準じて1個あったらいいんじゃないかなと思ったということ。2個目は、AIに関する感想のお話をさせていただきました。

以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、おそらく労働経済学の立場からしても、(AIの普及が)もしかしたら格差を広げるかな？というところは懸念としてありますね。人手不足というふうに言われていますけども、エッセンシャルワーカーの仕事は人が嫌う仕事、苦手とするようなところでもあったりして、できる方とできない方、力のある方とない方っていうところで差ができてしまうので、そういう懸念があると。

どうしても、今回、プランのところにそれを入れ込むかどうかという話は別としましても、1点目、テクノロジーに関して、例えば、表現上だけでも入れたらどうかというような御意見。要素を見ると、何となくそういうことを書いてあるようなんですけども、目標の項目として、言葉をここに、前に出してきたらいかがですか？というコメントでしょうか。

(本田委員)

そうですね。③とかにも、③の1個目、女性に対するデジタル分野の就労支援とか。あと前の方にもリスキリングに関しても書かれてはいるんですけど。大項目として、前に出した方がいいのかなって、個人的には思ったところでした。

(大矢会長)

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

(事務局)

国の計画の⑤のところ、「テクノロジーの進展・利活用の広がりを踏まえた男女共同参画の推進」というのが、県の次期プランでは、女性の人財育成、女性の所得向上のところに分散してしまっているの、大項目のところから見えるような形で何かあってもいいのではないかなという御意見ですね。

こちら事務局の方で検討しまして、A Iとかテクノロジーとか、科学技術分野について、大項目として打ち出せるような、実際の取組が県としてできるのかなというところで、実際に手をかけて進めていけるところということで考えて、女性の人財育成だとか、所得向上のところに散らしてしまったんですけども。

大項目をどうしていくかというのは、庁内でも経済分野とか、そういう分野の方にも照会をして、そういうふうなことが目標として出せるのだろうか、出して、それに向けた取組を県として実際やっていけるのだろうかというものを検討しながら、ちょっと事務局の方で考えさせていただければと思います。

案としては、今、出しているあたりが順当なところかなという風に考えておりましたが、検討させていただきたいと思います。

(本田委員)

ありがとうございます。

他の部局にも散らしながらという感じでしょうか。

(事務局)

そちらの方の意見を聴きながらということになると思います。

(本田委員)

承知しました。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

男女共同参画というと、人づくりとか、青森の仕事づくりとかの話なので、広いところで出してきてもいいのかもしれないなという感じは、現状いたしますが、一旦、検討いただくということでお願いします。

他にはいかがでしょうか。

篠崎委員、お願いいたします。

(篠崎委員)

恐れ入ります。

今回は、プランの案、事務局の案に対する提案といいますか、が2つでございます。

1つ目は、まず、48 ページですね。またしても市町村との連携強化のところなんですけども。48 ページの市町村との連携強化のところでございます。

まず、この一段落目に市町村の男女共同参画計画を定めるよう努めるというふうな記載がございます。

それから、二段落目に女性活躍推進法に関しての計画を定めるよう努めることとされています。これも5次と同じ記載になっているんですけども。お配りいただいた資料1の進捗状況を拝見した時に、資料1の項目11ですよね。ここで女性活躍推進法に基づく市町村推進計画の策定率は、既にもう目標を達成しています、100%。

それから、私の知っている限りでは、市町村の男女共同参画計画もおそらく40市町村、もう策定済みかと思います。その現状を踏まえて、この記載、このままで良いのかどうかという、見直す必要はないのか。あるいは、もっと、例えば、計画ができましたと。それも更に推進していくとか、強力に取り組んでいくとか。そういった表現に変えなくてもいいのかなという質問のような提案のような、というのが1つ目でございます。

それから、2つ目なんですけれども。49 ページですね。事務局案の49 ページ、5番の「青森県男女共同参画センターの機能の充実と連携強化」のところでございます。

こちらについては、昨年、男女共同参画社会基本法も改定されて、独立行政法人男女共同参画機構、今日も御紹介がありましたが、そのことが、そこが明記されて、センターの機能充実というのは、しっかりと明文化されたと思っています。

それで、その男女共同参画社会基本法の改正によって、男女共同参画センターに求められる機能として、関係者相互間の連携と共起を促進するということが書かれていて、それに照らし合わせて見た時に、今の事務局案では、男女共同参画機構とセンター、それから国とか都道府県の女性センターとの連携とか、団体等との連携強化を図るというふうには書いてあるんですが、関係機関同士の、地域のというのが入ってもいいかと思うんですが。地域の関係機関同士の連携とか協働を促進していく役割を男女共同参画センターが担っていくのだということについては、追記してもいいのかなというふうに感じましたので、今、すみません、口頭でべらべらと申し上げてしまったんですが、御検討いただけたら大変幸いです。

以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

では、まず 48 ページの方から、いかがいたしましょうか。

(事務局)

男女共同参画計画と女性活躍の市町村推進計画、青森県は策定率が 100%ということなんですが、市町村によって 5 年とか、あるいはもうちょっと短い期間だったり、改定の時期がありますので、1 回作ったから 100%、それが維持されるということでもないで、そういった計画の更新がされるようにですとか、より良いように変えていくようにということで、引き続き見ていく必要がある項目だと考えています。

ここは、法律の条文をそのまま書いているんですけども、ちょっとその辺の表現を考えた方がいいのではないかという御提案だったと思いますので、検討させていただければと思います。

それから、49 ページ、男女共同参画センターの機能充実のところ。国との連携ということに加えて、県内のいろいろな機関との連携強化ということについても書いたらいいのではないかと御提案でしょうか。

(篠崎委員)

勿論それもありますが、おそらく地域の、例えば、A という団体と男女共同参画センター、B という組織と男女共同参画センターというのも勿論、それは今までも取り上げられていたと思うんですけど。A と B が関係を強化して連携して、協働していくということも男女共同参画センターが推進していかなければならないということを多分、新たに書いているんじゃないかと、私は理解したといえますか、そういうふうを受け止めているので、そこをすみません、御確認の上、御検討いただけたらと思っております。

(事務局)

はい。現在、県内の 5 地域に男女共同参画ネットワークというものを設置しておりまして、確かにセンターとネットワークという情報交換だとか、そういったこともありますけども、全部まとめてというのは、情報交換会みたいなものも、今、実施して、横の連携というのを既に取り組んでいるところではあるんですが。更にその強化ということで、記載できるようなものがあるかどうか、検討させていただければと思います。

(篠崎委員)

ありがとうございます。

国の計画が変わって、ウェルビーイングもそうですけれども、様々な記載について、県の

計画もそれに準じて記載をちょっと見直したりとか、更に進化させたりということをしてくださっているかと思います。

その一環として、更に国の計画でも男女共同参画センターの機能の強化の部分が具体的に示されているので、それをまた県の方でも、より明確に記載していただけたらいいのではないかなと思った次第ですので、御検討、是非よろしく願います。

(事務局)

ありがとうございます。

すみません、地域ネットワークですが、県内6地域にございました。失礼しました。訂正させていただきます。

(篠崎委員)

はい。ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

横の繋がりというのが大事ですね。

前田委員、願います。

(前田委員)

私、八戸から参りました前田と申しますが、要望とかじゃなくて、ちょっと事例をお話させていただきたいと思います。

この間、私共の男女共同参画ネットワークの方の総会、研修会をやったんですが、その時に災害が最近多くございますので、それについてと、避難所のことの勉強会をしたんですね。女性の視点みたいなもので。

それで、私、ニュースなどで避難所の運営は全部男性ばかりやっていて、女性が入ってなくて、本当に大変なことだということを聞いていたものですから、地域の防災の会長さんに、「こういう勉強会をするんだけど、来てみませんか？」って言ったら、来てくださったんですね。すごく参考になったって喜んでくれましたし、私たちの会員たちも、そういうのに携わっていないので、具体的なことが分からなかったんです。分かったら自分たち、地域でそういう活動をしてくださいねって、「男女共同参画」ばかり言っていないで、地域で防災とか避難所とか、そういうものの活動に、どんどん皆さん参加してくださいって呼び掛けました。

講師の方がおっしゃったのには、女性が避難所で「ナプキンをください」って言ったら、1個くれたって。1個じゃ少ないわけですよね。男性は女性のそういうことを理解していない。女性が挟まっていたら、やっぱりなんぼか要りますよねってなる。1個で済むわけない

ので。やっぱり今後、女性もそういう活動に参加していかなくちゃいけないなっていうのでネットワークの方で勉強会をして、自分たちで、「皆さん、地域に関わってくださいね」っていうように呼びかけをいたしました。

という形で少しずつ、男性だけやっているところに、女性も必要なところですのでね、男性ばかりに任せておかないで、女性もどんどん入っていくようにしたいなと思って、一人でも二人でも、そういう形で呼びかけて、巻き込んでいきたいなと思って活動していきたいと思っておりました。

(大矢会長)

ありがとうございます。

具体的な取り組み、数字が伸びないって悩んでいるんじゃないかと、とにかく動いてみるとか、いろんな経験を皆で共有して、「やろうね」という気持ちを醸成していくのは大事ですよ。

研修をされて、実際にどういう問題が起きているのかって知ることによって、また前に進むこともできると思いますので、きっとそういう研修の取組、大事ですよ。

ありがとうございます。具体的な事例を教えてくださいました。

他はいかがですかね。

田中委員、お願いいたします。

(田中委員)

重点項目の4と5番に関わると思うんですけども、商工会議所連合会の立場で申し上げさせていただきますと、私共、県内7団体、女性経営者、管理者、だいたい300名おります。特に青森市の商工会議所では、スタートアップセンターというものを設けておりまして、前年、100人くらいの起業家、女性の割合は4割くらいだと思うんですけども、そういう起業家たちを、今、世の中に送り出している実情があります。

人口が段々減っていくにつれて、目標のパーセンテージがいろんな団体であるとか、審議会でも達成するのはなかなか難しいのではないかなと思っておりませんが、全体を見ますと、各市町村での女性のトップも生まれてきておりますし、最近、非常に女性の活躍というか、そういう場に出てきているというのが、実際、感じられる部分ですね。

引き続き、そういう努力をしていきたいと思えますし、特に県庁では、副知事が二人いらっしゃるんですけど、ゆくゆくは、一人は女性にするとか、副会長とかいるところは、必ず一人は女性にするとか。そういう前向きな何か目標を持っていいただければと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。

ロールモデルがないからっていうような話もありますが、それを作っていくというのは、

本当に大事なことですし、なかなか難しいんですが、そうですね、むしろ縛りをかけてしまうということは、とても大切なんじゃないかなと思います。

ありがとうございます。

他には皆さん、いかがでしょうか。

瀬戸委員、どうぞ。

(瀬戸委員)

この資料(参考資料2)で、私がちょっと思ったことを言わせてもらいます。

青森県男女共同参画に関する意識調査の概要。県内に在住する満18歳以上の男女2,400人に意見を求めて、有効回答が868人、36.2%。この数字で本当にいいんでしょうか?なんか足りないような気もするし、18歳以上といっても何歳までの回答があったのかも分かりません。10代だけが多い回答だと、また意見も変わってきますし、地域も、ここの地域が多かったっていうと、また回答が変わってきます。だから、私は、これを見ても全然あてにならないような気がすると感じました。

それから、前にも何かで言ったんですけど、職業別、職種によって、このアンケートへの答えも変わってきます。男女共同参画、女性を前にどんどん出していきたいというのは、男性の意識が変わらないうちは、そうはならないと思うんですよ、女性がいくら頑張っても。私もこうして(会議の場等に)出てきますけれども、うちの夫は「自分が許可しているからこそあなたがいろいろな場に出ていくことができるんだ」と、どこまでも上(の目線)にいるんですよ。でも、最近、うちの夫が怪我をして、今、入院しているんですけど、全部、私、今、一生懸命何でもやっています。

私の心の中では、(夫から)「あなたがいないとだめだ、女性がいないとだめだ」という言葉の一つでも欲しかったのに何もなくて。2、3日、具合が悪くて(夫が)声を出せなかった時は、ちょっと私、頑張らないといけなくなってしまうんですけど、声が出るようになったら、(夫は)また上から目線です。

だから、やっぱりこの男女共同参画というのは、男性の視点とか考えを変えていくしかないと思います。それを最初に実行するのが県庁内だと思います。だから、女性の役職とか、女性が活動しているのを県庁内でアピールしていくのが一番だと思います。

(大矢会長)

ありがとうございます。

本当に、この間の意識調査は、若い人たちだけではなくて、万遍なく割と年齢層が取れたというところで、今までの調査とちょっと違ったんですね。

それと、(有効回答率は)30何パーセントですけども、これは、万遍なく取れているという意味でいうと、30%ぐらい、もっと少なくても大丈夫なんですよ。ただ万遍なく取れているかどうかというところがポイントになるので、万遍なく取る努力を今回してみたの

で、今までよりは、ちょっと信頼できる数値になっているかと思いますが、その調査の中でも、やはり男性と女性の間で平等意識というか、そういったものが全くずれていて、しかも理想と現実もかなりずれていてということが明らかになったと。細かい数字が、どこまで正しいかということではなく、傾向として確かにありましたので、男性の意識を変えていく必要があるというのは、これはもう間違いなくそうだろうなというふうに調査から読み取ることができると思います。おっしゃっている問題意識は、特に東北地方といえましょうか、中心地から離れれば離れるほどそういう意識が強くなっていて、農業従事者が多い県は、特にそう思いますね。やはり、その中で苦しんでいる方も沢山おられて、自分の挑戦する機会を奪われている方もいらっしゃるというのは、とにかく問題だと思いますので、それをできるだけ改善できるように。

先ほど、田中委員の方から御提案がありましたけれども、例えば、副知事のお一人を、今はできませんけれども、例えばですけれども、一人は女性をとというような、前向きな取り組みをしていただくというのは必要かもしれませんね。

ありがとうございます。

他には、いかがでしょうか。

時間もあるので、折角、今、皆様方のフィールドでいろんな御提案をいただいているところですので、今回のプランにということにこだわらず、皆様方から少しずつ御意見をいただけたらなと。これまでもこの会議の時には、必ず一人1回は発言しないと帰れない会議ですというふうにお話しておりますので、ちょっと、大変申し訳ないのですが、お一人様、一人ずつというわけには、若干、いなくなってきましたので、皆様方の中で、今まで御発言いただけなかった、あるいは事前に質問を出してくださったので、もうこれ以上、言うことはないよっていう方もいらっしゃると思うんですけれども。

ちょっと、御自身のフィールドで男女共同参画に関して、日頃どのような御経験や感覚をお持ちなのかということで、全くもって構いませんので、お話をいただければと思いますが。

(次期プラン策定の)スケジュールについては、後でまとめて伺いますので、ちょっと順番を変えさせてください。すみません。

そうしましたら、お一人、1分程度でということをお願いしたいんですが。本田委員は発言いただけましたので、引間委員、よろしいですか。

(引間委員)

この度、初めてのことでしたので、質問も文章でさせていただきましたが、ちょっとずれているところもあるのかなと思いながら質問させていただきましたけれども、御回答いただきましてありがとうございました。

カタカナの言葉が、どうしても私、男女共同参画が専門ではないので、以前もこういう資料を見た時に、「うーん、これはどういう意味だろうな」って調べたりしていましたが、今回も「聞いたことない言葉が出てきたな」というのがありましたので、ちょっとそ

たところで意見を述べさせていただいたんですけれども。

今回、初めて、こういったところで携わることになって、資料を見る機会ができたことで、本当にびっくりしたのが、この男女間の意識の差がこんなにあるんだということだったんですね。

私も娘が31歳になります。結婚はしていませんが、今、お付き合いしている方と、いろいろ、今、一緒に生活をしていく中で、何か役割分担をして、今日はどっちがご飯を作るとか、いろいろやっているようなので、それが当たり前なのだと思っておりました。

あと、姪や甥も結婚していて、そんなふうにお互いやり繰りをしているのを見ていたので、それが普通なのだなと思っていたんですが、そうではない現実も、この若い世代にもあります。

例えば、ご飯も作らない、子育ても手伝わない、何もしない。ただゲームだけやっている夫とか。そういうのも聞いていたので、私が見ている表面だけではなくて、いろんなものがあるんだなということを、今回、資料から知ることができたんですけど。ここをやはり変えていかないと、本当の意味での男女共同参画というのは、成し得ないと思いますので、感想となりますけども、そういったところを是非、頑張ってくださいというところと、私もできる範囲のところでお手伝いしたいというところで、私からの発言とさせていただきます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

これは、自分の周りがどうであるかっていうところで、全然違うんですよ。人によって、どれくらい進んでいるかというのが全く違っていて、私自身も自分で感じているものと、世間一般の平均値を見てもびっくりするんですけども。その違いを理解しつつ、自分でできることをもっとやろうというところですよ。

ありがとうございます。

では、菊池委員、お願いします。

(菊池委員)

弘前第二養護学校の菊池と申します。

私は、立場的に男女のことと、障がい者というところ。それから、企業ではありませんが、1つの団体の長であるという、この3つの立場で見させて、聞かせていただいております。

今回、私、初めての参加でしたので、資料を読み込みました時に最初に驚いたのが、A3判、大きいものの3ページですね。「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という、現行はこうなっているものを改正案の方では、「妻は家庭を守り、夫は外で働く」。この文言自体を裏返しにしている。ここも女性を先に立たせるべきということで変えたのかなって、ちょっと深読みをしました。

私たちが一番陥ってはいけないのは、文言だけを変えて、そして女性が前に出るといううな、女をまず先に出せばいいんだというような、この考えを変えなきゃいけないんだろうなというふうに、普段、私は痛感しております。

その中で、一番問題なのは、「夫が外で働き、妻は家庭を守る」という、この順番ではなくて、こう言われてきたことが問題なのかなって、あえて言い換える必要があったのかな？と思いました。

そうして、その次は、「女性はどうあるべき、男性はどうあるべき」というのが言い換えられていた方が、私は、これまでの悪しき習慣ですね。ここを直して、そして順番を直していくんだという捉え方、ちょっと小難しいことを言ってしまいましたが、ただ、そういう志向があったらいけないなというところで見ていたところです。

そして、もう1つ、先ほど、テクノロジーの項目を出せばどうかという話がありました。教育現場におりますと、今、このテクノロジー、AIですとか、これをいかに使いこなすか。これが、障がい者であっても、どう使いこなすか。どう生き残っていくかというところが、とても重要視されています。

先ほど、どのように県として取り組めばいいか、何ができるかはっきりしないので項目立てをしないということでしたが、例えば、教育委員会の方では、一人1台端末。これが、以前は国の事業として公費で一人1台端末ということが、コロナの時に行われました。

ところが、この事業が終了して、今度、これを更新するにあたっては、各自治体では、各個人で（端末を）買うようにというふうになっているところもございます。

ただ、青森県の方では、これを経済的格差によって差別されてはならないということで、これも公費で、県費で出すんだということで、次の更新も一人1台端末は県が出してくれるということになっています。

青森県は、決して、経済的に豊かではありませんので、家庭がですね、豊かではありませんので、こういう取組が、県がどこにお金をつぎ込むのか。どこに視点を持って行っていくのかというところが、これから重要になってくるんだと思います。

となれば、今、避けて通れないこのテクノロジーの問題をですね、（計画の中に）散りばめるのもいいんですが、はっきりと表に出てくるような形で明記していただき、そして青森県が何もしていないわけではなくて、小さいかもしれませんが、高校生にそのようなことをしているんだと。そういう事業をいかに増やしていくか。男女や障がいのある、なしに関わらず、スタートラインをどうやったらフラットにできるかという視点でテクノロジーの方も捉えていただければ、とても良い感じになっていくのではないかなと思いました。

ただ、（事務局素案を）読み進めていくと、本当にそのとおりだなと思って、私自身も、今ここに来るまでの間、いろいろ男女の価値観の違いの中で仕事をして参りましたが、とてもこの方針ですね、読ませていただいて、凄く考えられていて、こういうふうに文章化できるんだってということで大変感銘を受けております。

より良いものにできるように、今後も検討いただければと思います。

ありがとうございました。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。

ちょっと待ってください。ちょっと事務局に一旦確認いたします。

今、いただいたコメントも先ほどの素案に対するコメントということで、検討の対象にしていただけませんか。

(事務局)

はい、承知しました。検討させていただきます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

どうぞ、前田委員。

(前田委員)

八戸市は 2001 年 10 月 1 日に男女共同参画条例ができて施行したんですね。1 年ぐらいかけて策定委員会をしまして、その時のメンバー、会長として携わって条例ができましたが、25 年経っても、何か、男女共同参画って進まないなっていうのが実感でございます。

私は昭和 55 年から町内の会計を頼まれて 20 年ぐらい、副会長 20 年、6 年前からは、連合町内会長で、今年で 7 年目と、町内の役員 47 年目になります。でも、後に続いてくる女性が一人もおりません。誰か後に来るのを待っているんですけども、なかなかそういう形で女性が活動に入ってこないのは、何でしょうねって。40 市町村に全部条例はできているわけですね。条例ができて、なかなか実際は、それが進まないなという感じがしております。

その他に八戸では、連合町内会というのが 38 あるんですが、その連合町内会の会長に私、6 年前になったんですけども、やっぱり後には一人もきません。7 年目に今年、入ります。

そういう形でなかなか女性の活躍というか、本当に身近なところで女性が挟まってやっていて、少しずついろんなものに出てくる形になればいいのになと思うんですけども。本当にいつも会議に出ると、男性ばかりで。シルバー人材センターの方の八戸の理事長もしているんですけども、全国で 1,300 ちょっとあるのに、女性の理事長は十数名でございます。本当に女性がもっともっと出てきてもいいのになと思うのに、後に誰か来ないかな、来ないかなと思いながら、誰か来るまで頑張っていたいかなと思いながら、でもね、いつまでもやれるものじゃないので、少しずつでも、いろんな形で女性が少しでも活動に参加できる形ができるといいなって思っていました。

特に、この男女共同参画（プラン）に入っているのは、若者が青森県から出ていくという

のが、また本当に人口がどんどん減っていく。若者の働き手が減っていくというのも大変なことなので、何か若者を引き留める手立てでももっとできないものかしらって。何か分からないままに（青森には）何もないうって出て行くんですね、若者たちが。八戸でも、八戸、なんもないうって。そんなことないのに、何も知らないまま、良さを知らないまま青森県から出て行っちゃうんじゃないかなって。何か若者たちに、地元の良さ、青森県の良さを知らせる手立ては何かないものかしらって日頃考えながらおりました。

まず、私たちの活動で少しでもそういうものが繋げていければなと思っております。

以上です。ありがとうございました。

（大矢会長）

ありがとうございます。

篠崎委員、申し訳ないんですが、外してもよろしいですか。

本当に草の根じゃないんですけど、地道な努力がきっといつか実を結ぶだろうと思いつつ、女性の一人として、私も頑張ってきたつもりなんですけど。まだ先の話かも知れませんが、でも続いて来る人はきっといると思います。ありがとうございます。

鶴岡委員、こちらにはコメント頂戴していたんですが、何かございましたらお願いします。

（鶴岡委員）

初めての参加で、事前にこちらの資料を拝見し、本当にこういった素案を作ることはとても大変だっただろうなと思いました。本当に頭が下がる思いで今回出席させていただきました。

私は、昨年まで民間企業に勤めておりました、10月に退職しましたので、今回、こちらの審議会には一個人として参加させていただきました。けれども、私会社に入った時代、男女雇用機会均等法はまだありませんでした。そういう意味では、凄く男女共同参画という言葉には、ここまで来られたのだなという思いはあります。

ただ、今考えていたのは、履歴書にも男女の欄というのが無くなっている時代、未だにこの「男女」という言葉にこだわらなければいけないのかなという、ギャップも感じてはいます。

今は「ジェンダー」という考え方がありますので、あまりに男女ということに対して、数字的に目標を掲げ、国の方針がそうなので、そうなるのでしょうかけれども、その数字にこだわりすぎて、逆にそれが危ないのかなと思う時もないわけではないというか。無理やり数字を引き上げようとして、どこかで内容的な問題というよりも、数字先行にこだわりすぎているのかなと思う部分はなきにしもあらずというのが、個人的な感想です。

青森県が、例えば、女性に優しい県とか、〇〇市が、〇〇町が女性に対してとても優しい自治体ですというのは、凄く優しい謳い文句にはなり、先ほど、若者が流出するとか、人口減少とかというお話が出ましたけれども、何か1つ、そういう肝になるものが育っていけれ

ば、他県とか、他の市町村とかとは違う魅力が溢れる県になれるのかなど。それが今、何なのかと言われると、ちょっと難しいのですけども。また考えて御協力させていただけることはしたいなと思っております。

ありがとうございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

前回のプランを作った際にも、今、男性、女性という括りは何なんだと。ジェンダーの考え方を、そういう話を超えてきているんじゃないのかって。それこそLGBTQの話も出ていましたし、前回ですら。いつまで私たちは、男女、男女と言わなければいけないのかというような問題提起もあったんですが。

残念ながら、青森の現状、先ほど瀬戸委員からもお話があったように、まだちょっと、そこにこだわらざるを得ないような場所でもあるのかなっていうところで、おっしゃることは勿論、そのとおりで、多くの方が共感されていると思うんですけども。

一方で、青森はまだここまでしかいっていないところもあるねっていう部分もすくい上げなきゃいけなくて、数字の一人歩きは絶対やっちゃいけない、あってはいけないことですけども、やっぱり地域性というのは見なければいけないのかな、そういうプランなのかなって、私は拝見しておりました。

これからきっといろんなところで協力を仰がれるのではないかなと思うんですが、是非御意見を頂戴して、良い県にしていければと、私も県民の一人として思っております。

ありがとうございます。

南委員、いかがですか。

(南委員)

南です。

青森県においては、人口減少や少子高齢化のほか、若者や女性が県外流出ということで、人口がどんどん減っています。これについては、青森県の喫緊の課題だと認識をしています。

そういう中で、ライフステージやライフイベントに合わせて、県民一人ひとりの希望やニーズに沿った働き方、多様な働き方ができる環境づくりというのは非常に大事だと考えています。

そういう意味で、重点目標の1つ目にあがってきているというところは、力強く感じているところです。

県内の各企業においても、今、法整備が進められてきていまして、各企業において、そのような規定や制度も整備をされてきてはいるわけですが、実際にそれが、効率的に効果的に運用されているかということ、なかなか従業員の方も利用しづらかったりとか、活用できなかったりとか、という声がまだまだ聞こえているようです。

その背景は、昔からの慣習であつたりしきたりが影響しているようです。

そこを考えていくと、今すぐというのは難しいんでしょうけども、私共、親もそうですし、子どもの頃から教育の現場から、そういう意識醸成っていうんですかね。そういったものに取り組んでいくというのも非常に大事なのではないかと考えているところです。

以上です。

(大矢会長)

どうもありがとうございます。

本当に教育の現場の意識、意識醸成というのは、とても大事なんだろうなと思います。家庭の中で、もう既にそういった男女役割意識みたいなものができていたりすると、あとは学校教育に期待するしかないというところですね。

御意見ありがとうございました。

そうしましたら、時間の関係もありまして、お三方、ちょっと飛ばさせていただいて、すみません。新委員、いかがですか。トリとなりましたが。

(新委員)

過年度の委員ですので、今年は、初の委員の先生方が一杯いらっしゃいますので、どさくさに紛れて、私、時間切れもありますし、話さなくていいのではないかなと思ったんですが。お話をさせていただきますと、資料3で、私、瀬戸委員が毎年お話されている内容がありますので、女性が既に多大な貢献をしているにも関わらず、意思決定に過程に参加できていないというところで、ちょっと表現とかは、いろいろ考えた末に、どさくさに紛れてこれも通るんじゃないかなと思っていたら、中立的な内容に修正されてしまったので、その点は大変残念に思っております。

あと、先ほど山下委員の方からもお話があったとおり、性的少数者に関する基本計画、国のやつができましたけども、私は、弁護士として個人的にこれで足りるのかっていう疑問を持っているところであって、青森県の方でも、今後、折角パートナーシップの制度もありますし、推進していただければ良いかなというふうには思います。

あとは、弁護士会では、昨年、夫婦別姓に関する会長声明を出しまして、日常の中で存在するささくれだったものを少しずつ解決していこうという意思で、私たちは委員会活動をしています。

結局、政策とかは、県庁とか国にお任せするしかなくて、大局的なところは、私たちはどうしようもないんですけども。弁護士としては、日々の中で細々とした実務をやって、それで少しずつ変えていくしかないかなとは思っています。

今年の関係でいいますと、4月から共同親権の制度ができて、今までの制度と大きく変わるわけではないんですけども、やっぱり新しい制度に対する知識が十分に浸透していないので、DVを受けた女性とかが誤った知識で相談できるところに相談できずに、共同親

権に同意してしまうとかってなると、凄く嫌だなんていう危機感は強く持っています。

なので、そういったDVから、被害で逃げてきた女性に対する教育も十分に必要だと思いますし、多様な家族の選択肢が得られるように、どういうふうに制度を使っていくかというのは、今後、十分に検討していきたいなと思っております。

あとは、弁護士会の方で話題になっているものとしては、今年の年度末までに大法廷の方で同性婚に関する憲法判断がされるというお話もありまして、弁護士としては大変注目しているところでもありますし、最高裁が与える影響というのは、合憲であるにせよ、違憲であるにせよ、社会をかなり変革するような力を持つものだと思うので、その点も踏まえつつ、青森県のこの計画案、どういった修正が、今後されていくのか楽しみにしていきたいと思えます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

本当に皆様、いろんなところで取組をなさっていて、少しずつ変わっていくのかなと思います。

私も仕事を始めてから大分経ちまして、30年ぐらい経つのかな？30年までは経っていないですけど、最初の頃、女性の委員って本当にいなくて、大学の教員で女性は一人か二人で、何でもいいから、お前、出て来いというような感じで、あちこち、全然関係のないところに呼ばれて行きましたが、それはそれで後ろに続く人がいるのを信じて、とにかく続けるしかないかなっていうのでやってきたところではあります。

それから見ると、今は大分進んできたから、きっとこの先もグッと進んでいこうと。世代が1つ変われば、もっと変わっていくだろうと思いますので、そのためにも良いプランになるように、皆様方から更にお知恵を拝借できればと存じます。

ありがとうございます。

ちょっと議事、バタバタしてしまって申し訳ありません。他にも発言されたい方もいらっしゃるかもしれないんですが、ちょっとそれはまた別途事務局に御連絡いただくか、あるいは次回、お話いただくということにいたしまして。

今後のスケジュールについて、説明をお願いしますでしょうか。

(事務局)

それでは、資料4「次期あおもり男女共同参画プランの策定スケジュール」を御覧ください。

本審議会につきましては、本日の第1回開催後、あと2回の開催を予定しておりまして、8月の下旬から9月の月上旬に第2回、12月中旬に第3回を予定しております。

本日御審議いただいた素案につきましては、委員の皆様からの御意見を反映させたいうえで、あおもり女性活躍推進協議会への意見照会、そして庁内での調整を経て、原案を作成し

ます。

次回の第2回審議会では、委員の皆様はこの原案を御審議いただきます。

そして、第2回審議会では委員の皆様からいただいた御意見を反映させ、パブリックコメント用の原案を作成します。

10月頃にパブリックコメントを実施し、県民の皆様からいただいた御意見を反映させ、諮問案を作成します。

12月の第3回審議会では、この諮問案について御審議いただき、委員の皆様からの最終的な御意見を答申という形でいただくことになります。

この答申を反映させた次期計画案を庁内組織であります、男女共同参画推進本部で最終決定いたしまして、2月に次期プランとなる「第6次あおもり男女共同参画プラン」を公表するという流れになります。

このようなスケジュールで進めていきたいと考えております。

また、次回、第2回の日程につきましては、本日の会議終了後に皆様の御都合をメール等でお伺いし、日程調整の上、決定したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

資料4についての説明は以上でございます。

(大矢会長)

ありがとうございます。

後ほどメールで日程調整のお願いがあるということですので、皆様、よろしくお願いいたします。

では、以上で本日の議事は全て終了となります。

皆様、円滑な議事の進行に御協力いただきましてどうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

(司会)

大矢会長、委員の皆様、どうもありがとうございました。

最後に県民活躍推進課長の原から御挨拶を申し上げます。

(原課長)

大矢会長、委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。

長時間にわたる活発な御審議、ありがとうございました。

事務局の方でも、全く気付かないような視点の御意見も沢山あったりして、有意義な御意見も沢山顶戴いたしました。感謝申し上げます。

ちょっと議論にはならなかったのですが、この素案の中で大目標を掲げておりますが、「全ての人が個人として尊重され、自らの意思と選択により未来を自由に描き実現できる青森県」という大目標を目指したいという事務局案に対して、皆様から御意見がなかった

ということは、これに向かって皆さんで進んで参りたいということを御認識いただけたということでよろしかったでしょうか。

男女共同参画を進めるということは、女性だけでなく男性にも多様な性を持つ方にとっても、若い子どもさんからお年寄りまで、全ての年代の方にとって暮らしやすい社会になる、実現させたいという思いがございますので、こちらに向かって事務局としては、皆様からいただいた御意見を参考に原案を作成いたしまして、また皆様にお示しして参りたいと思います。

本日は、ありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、令和8年度第1回青森県男女共同参画審議会を閉会させていただきます。

本日は、誠にありがとうございました。

令和 8年 9月 28日

会 長

大矢 奈美